

平成18年3回三笠市議会定例会

平成18年9月29日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | 議案第46号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号及び議案第63号について(委報第6号) |
| 日程第 3 | 議案第50号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第60号から議案第62号まで及び議案第64号について(委報第7号) |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の辞任について |
| 日程第 5 | 議案第65号 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第67号 議員派遣について |
| 日程第 7 | 議案第68号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 8 | 認定第1号から認定第8号までについて |
| 日程第 9 | 意見書案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第7号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書 |

出席議員(14名)

- | | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 9番 | 扇 谷 知 巳 氏 | 副議長 | 6番 | 田 中 茉莉子 氏 |
| | 2番 | 齊 藤 勲 氏 | | 3番 | 齊 藤 且 氏 |
| | 4番 | 佐 藤 孝 治 氏 | | 5番 | 儀 惣 淳 一 氏 |
| | 7番 | 藤 浪 成 憲 氏 | | 8番 | 高 橋 守 氏 |
| | 10番 | 猿 田 重 夫 氏 | | 11番 | 谷 津 邦 夫 氏 |
| | 13番 | 森 田 三 男 氏 | | 14番 | 熊 谷 進 氏 |
| | 15番 | 岩 崎 賢 治 氏 | | 16番 | 阿 部 進 氏 |

欠席議員(0名)

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
企画総務部長	森原裕氏	企画振興課長	富樫誠氏
総務課長	澤上弘一氏	総務課主幹	松浦基晴氏
財務課長	磯瀬孝氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏
福祉事務所長	阿部弘之氏	経済建設部長	西城賢策氏
商工観光課長	星野直義氏	建設管理課長	北山一幸氏
建設課長	中沢敏男氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	病院事務局長	深田智明氏
病院管理課長 署長兼	佐藤健治氏	消防長	富田照男氏
総務予防課長	辻道元信氏	消防課長	石岡竹志氏
生活安全センター長	西原淳志氏	監査委員	宇野政美氏
監査委員事務局長	栗山俊彰氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、市長行動報告について申し上げます。

報告第1号でございますが、これは過日9月22日の本会議の席で申し上げましたが、その前日の9月21日に、北海道知事並びに5市1町の首長がそれぞれ関係省庁並びに政党等についてお願いした内容でございます。これについては、御承知のように、22日の本会議上に口頭ではありますけれども、資料を含めまして御説明申し上げたところでございます。なお、その後の国並びに北海道の方からいろいろなファックス等の資料については、皆さん方にお渡しした内容ですので、特段そのときに報告した内容と変化はございませんので、詳しい内容等について省略させていただきたいと思っております。ただ、いずれにいたしましても、二階経済産業大臣あるいは望月資源エネルギー庁長官あるいはまた経済産業事務次官等にお会いしたときには、関係の議員の多数の北海道議会議員、そしてまた国会議員、また衆議院議員等も参加いただきまして、5市1町の立場を理解していただくように進言いただいたことについて、改めて感謝申し上げる次第でございます。

以上で、報告第1号については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、報告第2号市の工事について追加3件ございますので、御説明申し上げます。

まず、最初の部分、高美町6号線ほか5路線簡易舗装新設工事でございますが、これについてはそこに記載されておりますように、高美町につきましては2件ございます。高美町の6号線、高美町7号線の二つでございますが、これはちょうど中央公園のところといいますが、ふれあい健康センターのところ真っすぐ上がっていったところにぶつかります柏台山手線、それから山側に向かって見晴公園のところまでの間の舗装とその中間から左側に入っていく高美町7号線、この2カ所をそれぞれ85メートル、67.5メートルを簡易舗装する工事でございます。金額あるいは工事請負については、そこに記載されておるとおりであります。それから、次の宮本町の部分でございますが、これはちょうど旧ことぶき荘があった下側とでもいいますが、面した宮本町19号線でございます。これにつ

きまして、延長92.5メートルの部分でございます。次が、本郷町のところでございますが、これは堤本郷線、約190メートルあるわけでありまして。これは旧宮本生協のところから下に下っております、谷口さんという自宅があるのですけれども、そこから杉山春夫さん宅につなぐその堤本郷線190メートルの簡易舗装でございます。次に、本郷町からいちきしりにかけた本郷いちきしり線460メートル、これはちょうどギフトショップの田上さんのお店からずっと下がってきたところの朮山さんのおうちがあるのですけれども、そこからぐっと曲がりまして、いちきしりの集会所がある方、農家の向井さんの住宅の方までの延長460メートル、これの簡易舗装でございます。次は、幾春別の中島町でございます、これは本間病院の横から裏の方、並びに中島公園住宅の南側の部分、この2カ所をそれぞれ128メートルの部分について行うものであります。以上が、高美町6号線ほか5路線の簡易舗装新設工事でございます。

次、2番目の市立三笠総合病院屋外の排水管改修工事でございますが、御承知のように、市立病院の下水道につなぐ工事等について最終段階でございます、まず宮本町の屋外排水、今、市立病院のちょうど正面の一番右側、そちらの部分とそれから看護婦宿舎の方からの真っすぐ本郷市街10号線につながる部分のこの2カ所について、排水管の改修工事を行うところでございます。

それから3番目は、幌内の配水池系緊急遮断弁設置改良工事でございますが、これは御承知のように、高美町3号線をずっと上がっていきますと、公園やいろいろある山側にぶつかるわけですが、そのところに配水池に向かう途中にここに幌内配水池がございます。この部分でまず送水管、それから配水管、そして緊急遮断弁を行って、万が一地震等の災害やこの前ありましたようにジクロロメタンなどのような水質異常における緊急給水停止に対応するための工事でございます、それにかかわる一連の工事を行うものでございます。これは例えば地震等があった場合には、自動的に遮断弁がおりると。また、企業団の方からスイッチ操作をいたしますと、自動的にそこも遮断されるという、緊急時に対応できるような改良工事でございます。

以上、3件が追加いたしました市の工事でございます。

以上で行政報告追加分については終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、企画総務部関係について。

谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 過日の本会議でも一定の議論がなされまして、発展基金の取り崩しについては一つの方向を見出せたということで、特に市長含めた5市1町の組織の運動を一定の評価をしているわけでございます。そういう中で、きょうの新聞にも出ていたけれども、夕張の再建団体のいろんな道とのつながりの組織も、今度は夕張ではなくて5市1町を中心とした産炭地域の、そういう組織化を本部を設けると。そういう組織の中身も何か変わったというふうに聞いていますが、その辺当然これからの地域の振興策や

ら財政再建に向けた連携も、上部とのいろいろな意味でのつながりがさらに出てくるかというふうに思っています。また、知事を含めて市1町の首長について、こういうけじめをつけた段階で一定の責任というか、何かそういう形もとらなければならないと、そういうことで一部マスコミには出ておりますけれども、今後どんな形で進んでいくのか、市長の考え方を聞かせていただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） けさの新聞で私もわかったのですが、何か空知支庁で夕張市の対策会議みたいなのを設置いたしておまして、それを今度は夕張市だけではなくて、今回の発展基金の関連であった残りの4市1町についても、その中に入れるという記事がありましたけれども、このことについては私どもとしては一切聞いておりませんので、今後どういうふうになるのか、空知支庁の方から今のところ何も言ってきておりませんのでわかりませんが、いずれにしても、これからはこの前もお話ししましたように、産炭地というその名前を表に出す運動というのはもうできなくなるだろうと。まさにほかの市町村、一般の市町村と同じように、自立のためのまちづくりに本格的に腰を据えた姿勢で臨んでいかなければならんだろうということで、新たなまちづくりの出発点だというふうに私どもは受けとめております。

それから、各市町村とも恐らくこの9月定例会、今月いっぱい、恐らくきょうで大体終わるのだと思いますけれども、したがって、あの以降は5市1町で具体的に話し合いを持っておりませんので、あのままというふうにお答えした方がいいのかなと思っています。いずれにしても、近いうちのこの議会が終われば、会長市であります芦別の方からまた当然連絡を受けて、今後北海道といわゆる旧基金の取り扱いの問題をどうしていくのかということも、具体的な中身として発展機構とも入れながら議論されていくことだろうと、こんなふうに思っております。その中で、また皆さん方とも御相談しながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第46号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号及び議案第63号について（委

報第6号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の2 委報第6号、議案第46号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号及び議案第63号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

(総務常任委員会委員長猿田重夫氏 登壇)

総務常任委員会委員長(猿田重夫氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第46号の条例制定1件、議案第47号から議案第49号まで及び議案第55号の条例改正4件、議案第59号の補正予算1件、議案第63号の土地取得1件の合計7件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきまして省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、議案第46号三笠市国民保護対策本部等条例の制定について、議案第47号三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含めた主な質疑としまして、今後の学校統合について、中長期的な考え方や見通しを聞かせてほしいとの質疑に対し、適正配置審議会の条例改正後に審議する予定であるが、自立して頑張っていくためには、1万2,000弱の人口で出生数が50人しかない我が町では、おのずと三笠中心で考えていかなければならないとの答弁がありました。

統合後の幌内小学校の活用については、大学に活用してもらうだけでなく、幌内地区のコミュニティ維持としても重要だと思うが、見解はどうかとの質疑に対し、最終的な考え方を示すにはもう少し時間がかかるが、体育館などは地域の利用もあるので、それらを担保してほしいとの話もあった。教育大学との話し合いでは、地域とのかかわりを十分に持ちたいという考え方もあるので、今後とも連携をとりながら進めていきたいとの答弁がありました。

地域や保護者への説明会などで、懸念されることや特徴的な意見はあったかとの質疑に対し、やはり通学の問題が多く、低学年の交通安全や体力面で心配の声があった。夏休みなどは幌小を中心とした地域イベントで校舎を活用したいとの話もあった。子供が少なくなっているので、統合はやむを得ないというのが大勢の意見であったとの答弁がありました。

統合することで、市の財政に影響はあるかとの質疑に対し、教員の給与は道費だし、教

員90名のうち85%は市外居住なので、さほど影響はない。強いて言えば、校長、教頭については官舎があるので市内に住んでいるが、統合することでこの2名が減る。維持管理費はほとんど変わらないとの答弁がありました。

都市計画の基本をしっかりとしなければ同じことを繰り返す危険がある。持ち家で好きな場所を選択し住んでいる人を否定はできないが、公営住宅については、一定の配慮をして、子供のいる人は学校周辺に住んでもらうとか、総合的な視野で検討をする必要があるのではないかと質疑に対し、もともとが炭鉱町なので、結果としてこのような町並みとなっている。しかし、まちのコンパクト化は考えていく必要がある。集約されているところに人が住んでくれれば一番ありがたいが、強制はできないので、じっくり取り組んでいきたいとの答弁があり、特段の議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定については、条文審査を含めた主な質疑としまして、空知の中でも審議を置いているところがあるが、自治法ではどのような規定になっているか。審議を置かなければ業務は遂行しづらいのかとの質疑に対し、自治法では置くことができると規定されている。今の進め方としては、審議会の意見をもとに素案をまとめ、市民に意見を聞いている。また一方では、審議会とは別に、教育委員会が直接住民にお願いする場面がふえてきている。全体的に審議会方式を進めているところは少なくなってきたとの答弁がありました。

執行機関として、スピーディーに業務を遂行することも、今日的な時代の流れを見れば必要と感ずる。思い切って審議を置かないのも一つの方法である。今後の課題として受けとめてほしいとの質疑に対し、自立して頑張っていくためには、思い切ったことも考えなければならない。審議会の設置は今回の審議を最後としたいとの答弁があり、特段の議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、特段の質疑、議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、審査の順序としまして、補正予算総括表・歳出各款ごと・歳入全般・予算事項別明細書・地方債に関する調書・補正予算書の順に審査を行いました。

最初の補正予算総括表については、質疑はなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費、第3款民生費については質疑がなく、第4款衛生費の主な質疑としまして、今回の補修は老朽化が原因とのことだが、この先、ほかの浴場も次々と故障するのではないかと懸念する。幌内地区については、そろそろ統合を考えなければならない時期に来ているのではないかと質疑に対し、利用者の意向を大事にしながら、輸送費用と維持管理費の比較などもし、平成20年度までをめどに集約に向けて鋭意努力していきたいとの答弁がありました。

次に、第6款農林水産業費の主な質疑としまして、ワンディ・SPA進出について報道され、市民は大丈夫かと心配の声が出ている。この事業に三笠市がお金を出して大丈夫なのかどうか。市民へ向かって説明することが必要ではないかとの質疑に対し、相手方のとの話し合いの中で、きちんとやっていくものと判断し、進めてきている。事業なので100%大丈夫とは言えないが、北広島でもやっているし、事業としてしっかり取り組んでいるものと思う。15年間撤退しないということで積算している。事業の何をもって担保するとは言えないが、私たち以上に経験のある人がやっているし、金融機関の融資段階では専門的にチェックされる。現在、自信を持って取り組んでいるので信じたいとの答弁がありました。

道の駅に人が来ることによって、SPAにも人が来る、またSPAがあることによって道の駅にも人が来るなど相乗効果があると思うので、道の駅の店舗の配置や売店等々の内容を同時に考えれば、より集客力が高くなり三笠の入り口としてふさわしくなると思うのが、どの範囲まで考えているのかとの質疑に対し、基本的にあの施設は農業施設だが、そこに売店等々が出店したという経過がある。道の駅として改めて見直しをするのは今回が初めてで、三笠を宣伝するものがないとだめだと思っている。三笠市全体のPRの場、そんな位置づけが必要であると思っている。今のサンファームの中をどうするかも課題の一つ。また、売店等の話も将来的には三笠のいろいろな物を販売できるようになるのが一番よいが、現状では最低限の売店の移設をするということにしたい。現在の売店出店者に少しプラスしてやりたい。道の駅も三笠市のアンテナ的機能をもたすことをこれから検討していく。財源的なこととして、特別委員会に基金の取り崩しとなったが、新旧まだ内容が決まっていない。今回、資料提示で一般財源と記載しているが、基本的にリスクの回避ということを考えれば、三笠市の財源持ち出しをいかに少なくするかということが大きな課題。北海道との話し合いでも、この事業に利用できるような基金の取り崩しでなければならぬ。事業費の中で基金取り崩しの割合が2分の1となっているが、もう少し率を増やし、一般財源を減らせないかと考えている。また、産業開発促進条例の助成1,500万円も何とか発展基金の新産業助成金に該当できないか、また旧基金でも企業誘致メニューに入れているので、どちらかで救えるようにならないかと思っている。また、用地取得の3,200万円も、新産業創造等事業に要請をしている。土地開発公社へ5億円貸している。この財源はこの基金から借りたものであり、一括返済することによって貸しているお金は市の一般財源ということになる。5億円全部返してもらってもよいが、後からと考えている。土地を買っては返してもらっての繰り返しで5億円を消化し、その分が備荒資金に積み上がるという形になる。起債の償還金の一般財源分を基金で救えないかについても、北海道等と折衝していきたい。ことしの12月または来年の3月に財源的にもう一度整理したものを示したいとの答弁がありました。

次に、第7款商工費の主な質疑としまして、ペプシコーラで使っていた地下水敷設について、今後の利用の考え方はどうか。また、水量はどのくらいかとの質疑に対し、工業団

地内企業で使いたいとの申し出あれば検討したい。水量は1時間に二、三十トンとの答弁がありました。

次に、第8款土木費、歳入については、特段の質疑もなく、議案第59号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号土地の取得については、特段の質疑、討論もなく原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第46号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第47号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第48号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第49号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第55号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第59号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第63号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第46号から議案第49号まで、議案第55号、議案第59号及び議案第63号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第46号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市国民保護対策本部等条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第55号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第55号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第59号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第59号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第63号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第63号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第63号土地の取得については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第50号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第60号から議案第62号まで及び議案第64号について(委報第7号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の3 委報第7号、議案第50号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第60号から議案第62号まで及び議案第64号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

(民生経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

民生経済常任委員会委員長(藤浪成憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第50号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号の条例改正7件、議案第60号から議案第62号までの補正予算3件、議案第64号の市道認定1件の合計11件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明に

つきましても省略させていただきますので、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第50号三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について、条文も含む主な質疑としまして、重度心身障害の医療費は、平成17年度でどれぐらいかかっているのかとの質疑に対し、対象者が427名で4,912万7,822円かかっているとの答弁がありました。

現在70歳以上で入院されている方の負担は、具体的にどのように変わるのかとの質疑に対し、課税世帯では1カ月食材料費4万2,000円、居住費、光熱水費1万円、合わせて5万2,000円になるので、今まで2万4,000円だった負担が5万2,000円に、非課税世帯では年金80万円以上の方では1カ月2万円だった負担が3万円に、80万円以下の方では1カ月1万円だった負担が2万2,000円となるとの答弁がありました。

国の基準が変わるので、本市も条例改正ということだが、国の根拠がどこにあるのか明確にした上で市民に理解してもらわなければならない。国が負担基準を変更した根拠や理由について、またこういう理由だから条例改正せざるを得ないという市民が理解できる説明をお願いしたいとの質疑に対し、国の医療制度改革の目的などを記載した追加資料が提出され、資料説明での答弁があり、議案第51号については、反対・賛成の討論終了後、採決の結果、賛成多数により、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、反対・賛成の討論終了後、採決の結果、賛成多数により、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号三笠市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、条文も含む主な質疑としまして、レクセンター付近一帯のほかには有料施設はあるか。また、使用料は指定管理者が現金收受し、収入とするのか。その場合、維持管理費などの費用はどうなるのかとの質疑に対し、有料施設はレクセンター周辺だけである。また、使用料は指定管理者の収入とし、維持管理などはすべてを任せる。指定管理者への委託料は、4年分の債務負担行為をして、毎年度支出をしていく。金額は12月議会で提示したいとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)につ

いて、議案第61号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第62号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）について、議案第64号市道路線の認定については、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第50号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第51号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第52号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第53号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第54号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第56号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第57号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第60号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第64号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第50号から議案第54号まで、議案第56号、議案第57号、議案第60号から議案第62号まで及び議案第64号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第50号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第50号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

これより、議案第51号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を求めます。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、昭和48年9月市内でも最も弱い立場に置かれている重度心身障害者に対して、自己負担分の医療費の一部を助成することによって、重度心身障害者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的として制定されたものであります。以来14回の改定で内容を充実してきました。ところが、近年、特に小泉内閣になってから、その行政構造改革は三位一体改革と言いながら、地方交付税の削減で地方の切り捨て、年金削減、税医療福祉使用料等々の増大で、日常の生活そのものが大変な状況になっています。さらにこの上、医療費等々が引き上げられるとなると、重度心身障害者は安心して病院にかかれないということになりかねません。国のやることだからやむを得ないとあきらめるのではなく、最も弱い立場に置かれている重度心身障害者の健康の保持と増進、福祉の向上のために、今こそ自治体として別な助け船を出すべきであります。

以上の観点から、本案に反対するものであります。

議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を求めます。

齊藤且議員。

3番(齊藤 且氏) 議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

このたびの改正の目的に、国の社会保障制度が持続可能な制度の整備とし、さらには地域間格差と生涯種別間の不公平を是正することにより、障害者の方が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を送ることを目的としております。その意味において、施設等で必要なサービスを受けることは必要不可欠であります。本条例の一部改正については、このたびの障害者自立支援法の制定による障害者施設の利用契約制度の導入と老人保健法の一部改正による市民税課税世帯を対象とした入院に係る高額医療費の自己負担額限度額の引き上げ等に伴う規定の整備であり、市民税非課税世帯の受給者には無料と配慮されている観点から、妥当であるとの認識により、議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については賛成いたします。

議長(扇谷知巳氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第51号について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(扇谷知巳氏) 賛成議員多数です。

したがって、議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

岩崎議員。

15番(岩崎賢治氏) 議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例は、昭和46年12月当時の老人医療費の高騰により、老人世帯の暮らしを圧迫する状態から、老人に対し医療に要する経費の一部を助成することによって、老人の健康の保持及び増進並び福祉の向上を図ることを目的として制定された条例であり、以来10回の改定で内容を充実していきました。しかし、近年、小泉内閣の財政構造改革は、国民の税、健康、福祉、使用料等々に関する負担を増大させ、圧倒的多数の国民、市民から地域経済、家庭経済に対する悲鳴が上がっているのが実情であります。この上さらに医療費等々が引き上げられるとなると、年寄り早く死ぬということかと叫び声が上がっています。国が国民いじめをするなら、自治体はそのバックアップをしてあげることが今求められているのではないのでしょうか。

以上の観点から、本案に反対するものであります。

議長(扇谷知巳氏) 次に、賛成の議員の発言を願います。

森田議員。

13番(森田三男氏) 議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします

老人健康保険法施行令などの一部改正する政令が公布され、三笠市老人医療費条例の一部改正については、専決処分され、18年8月1日から施行されております。また、本条例では健康保険法の一部改正による入院時の食事などの保険給付の見直し及び老人保健法施行令の一部改正による現役並みの所得を有する高齢者の患者負担の見直しであります。これからの医療費の増加、特に高齢化が進み、高齢者医療費が増大することが予想されます。老人医療費を支えるには、現役並みの所得を有する高齢者の負担は不可欠であります。よって、本案に賛成するものであります。

議長(扇谷知巳氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第52号について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（扇谷知巳氏） 賛成議員多数です。

したがって、議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第53号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第54号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第54号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第56号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第56号三笠市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第57号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第57号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第60号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第60号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第61号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第61号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第62号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第62号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第64号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。

議案第64号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第64号市道路線の認定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議会運営委員会委員の辞任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

さきに議決した、三笠市議会委員会条例の一部改正に伴い、新政・21クラブの斉藤勲委員が議会運営委員会委員長に辞任届を提出し、許可されたので、三笠市議会委員会条例第14条の規定により、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

斉藤勲委員の議会運営委員会委員の辞任については、承認されました。

日程第5 議案第65号 三笠市教育委員会委員の任命について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 議案第65号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第65号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員大野政行氏の平成18年10月3日付任期満了に伴い、その後任として引き続き大野政行氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

大野政行氏は昭和22年5月6日生まれで59歳、住所は三笠市幌内町1丁目135番地であります。

同氏は平成10年10月から三笠市教育委員会委員に就任し、現在に至っております。

三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第65号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第67号 議員派遣について

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 議案第67号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第67号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第67号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 議案第68号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第68号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第68号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第8 認定第1号から認定第8号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 認定第1号から認定第8号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 認定第1号平成17年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成17年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成17年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成17年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成17年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成17年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成17年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について、以上、一括して御説明申し上げます。

最初に、一般会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、国庫補助負担金の見直し、税源移譲及び普通交付税の減少の三位一体の改革による厳しい財政背景の中、本市としては自立決議の2年目であることを踏まえ、自立プラン及び行財政改革の一層の推進を図り、限られた歳入に見合う必要経費の見直しのほか、裁量的経費のカットなど徹底した歳出削減を実施するとともに、実質的な予

算規模を縮減し、第7次総合計画の推進並びに市民と行政の協働によるまちづくりを基本目標に、安定的な財政運営を目指し、予算編成を行ったものであります。

政策的予算においても、市民生活に直結する必要最小限の事業を厳選するとともに、年度途中においては、衆議院解散に伴う選挙費、市営バス運行に要する経費、公共施設のアスベスト除去のほか、国の指導がある土地開発公社経営健全化対策として、サンファーム三笠用地の取得整理等、緊急を要する事項についての対応を図ったものであります。

また、予算の執行に当たっては、予算審議の経緯や諸情勢の変動を踏まえ、なお一層の節減合理化を図りながら財政の健全化を念頭に置き、予算で定められた行政目的の達成を目指して行ったものであります。

歳入については、市税の適正賦課と徹底した滞納対策の強化として、全職員体制の取り組みにより徴収率の向上に努めるとともに、国・道支出金、優良な地方債等の確保を図ってまいりました。

また、普通交付税の減額影響に対する財政支援については、行財政改革の取り組みを強く訴え、財政支援の要請を行い、財源確保を図ったものであります。

歳出については、経費の効率的な執行や行政サービスの低下としない見直しを常に行い、適切な執行に努めてまいりました。

決算の状況は、予算額104億3,917万4,000円に対し、歳入決算額は102億2,524万9,309円であり、予算に対する収入率は98.0%であります。

一方、歳出決算額は101億8,537万8,416円であり、予算に対する執行率は97.6%であります。

この結果、歳入歳出差引額は3,987万893円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

なお、平成17年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、老人保健特別会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、高齢化に伴う1人当たりの老人医療費の増加や老人保健制度の改正による公費負担の見直しにより、市負担額が増加する中、なお一層の経費全体の見直しと老人医療費の適正化を推進し、健全な運営を実施することを基本に予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、国庫負担金、道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的執行に努め、医療費については、医療費通知の実施及びレセプト点検等による医療費適正化に努めたところであります。

決算の状況は、予算額28億5,380万9,000円に対し、歳入決算額は26億6,517万6,225円であり、予算に対する収入率は93.4%であります。

一方、歳出決算額は26億623万6,617円であり、予算に対する執行率は91.3%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は5,893万9,608円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、老人保健制度の改正に伴う高齢者療養諸費の負担増や長引く経済の低迷等により、国民健康保険事業の運営が極めて厳しい状況に直面している中、制度を通じた給付の平等や負担の公平を図り、国民健康保険財政の健全運営を実施することを基本に、予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行及び医療費適正化のための骨粗しょう症検診、人間ドック助成事業や医療費通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持増進に対する意識の高揚を図り、国に対しては補助金の増額を要請しながら、その確保に努めたところであります。

決算の状況は、予算額20億6,914万9,000円に対し、歳入決算額は19億1,658万2,289円であり、予算に対する収入率は92.6%であります。

一方、歳出決算額は18億8,116万7,087円であり、予算に対する執行率は90.9%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は3,541万5,202円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第2期介護保険事業計画における財政運営を基本として、予算編成を行ったものであります。

また、年度途中においては、居住費・食費が利用者負担となったことにより、給付費の減額による補正を行い、対応を図ったものであります。

予算執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、第1号被保険者の介護保険料の収入確保強化に努めてまいりました。

決算の状況は、予算額11億3,504万8,000円に対し、歳入決算額は11億1,864万7,736円であり、予算に対する収入率は98.6%であります。

一方、歳出決算額は10億9,713万3,479円であり、予算に対する執行率は96.7%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は2,151万4,257円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備として、管渠整備の充実及び水洗化の普及促進を目指すことを基本に、予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、審議の経緯を踏まえ、予算で定められた事業目的を達成する

ことを基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、予算額11億6,734万3,000円に対し、歳入決算額は11億4,228万5,647円であり、予算に対する収入率は97.9%であります。

一方、歳出決算額は11億4,219万7,468円であり、予算に対する執行率は97.8%であります。

この結果、歳入歳出差引額は8万8,179円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

次に、育英特別会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、就学金貸付限度額を大学生月額32,000円とし、大学生10人を貸し付け人員と予定し編成したところ9人の実績となり、補正対応したところであります。

決算の状況は、予算額368万9,000円に対し、歳入決算額は613万7,541円であり、予算に対する収入率は166.4%であります。

一方、歳出決算は345万6,000円であり、予算に対する執行率は93.7%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は268万1,541円となり、平成18年度に繰り越すものであります。

次に、水道事業会計について御説明いたします。

平成17年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命とし、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については予算額3億5,945万6,000円に対し、決算額は3億4,240万1,571円であり、1,705万4,429円の減収となりました。

一方、支出については、予算額3億4,662万2,000円に対し、決算額3億3,511万4,466円であり、1,151万1,554円の不用額が生じ、当年度純利益は税抜きで46万7,322円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び整備、量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

決算額は、収入では9,540万円、支出では2億2,439万3,047円であり、差し引き1億2,899万3,047円の不足額となったところであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額725万5,155円、過年度損益勘定留保資金1億2,173万7,892円をもって補てんしたものであります。

最後に、病院事業会計について御説明いたします。

平成17年度の病院事業は、地域の基幹的中核病院として医療サービスの向上を図るとともに、安全な医療環境を確保するため、医療機器の新規購入及び、更新を行い質の向上

を図ってまいりました。

また、医師不足解消の取り組みとして、4月から2名の卒後の臨床研修医を受け入れたほか、11月には欠員となっていた透析医師を採用するなど、医師の確保を図ったところでもあります。

決算の状況は、まず、収益的収支であります。収入については人口の減少に加え平成15年度に健康保険法が改正となり、医療費の個人負担が2割から3割に引き上げられたことによる診療離れが引き続き影響し、患者数が減少したことなどから、予算額28億2,781万9,000円に対し、決算額は27億3,555万6,352円であり、9,226万2,648円の減収となりました。

一方、支出については、給与費及び経費での効率的な執行に努めた結果、予算額29億8,750万8,000円に対し、決算額29億7,605万8,472円であり、1,144万9,528円の不用額が生じ、当年度純損失は税抜きで2億4,051万5,075円となりました。

次に、資本的収支であります。医療機器等の購入について、効率的な執行に努めたところでもあります。

収入では、予算額1億970万6,000円に対し、決算額は1億960万6,000円であり、10万円の減となりました。

一方、支出については、予算額2億2,971万7,000円に対し、決算額は2億2,963万55円であり、8万6,945円の不用額が生じ、差し引き1億2,002万4,055円の不足額となったところでもあります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額1万2,955円、一時借入金1億2,001万1,100円をもって補てんしたものであります。

以上、一括提案申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第5号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、認定第6号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、認定第7号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、認定第8号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。
お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、13人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第8号までについては、13人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く議員全員13人を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました13人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第9 意見書案第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の9 意見書案第6号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書を議題とします。

本案については、儀惣議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤且議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤且議員、登壇説明願います。

(3番齊藤且氏 登壇)

3番(齊藤 且氏) ただいま上程されました意見書案第6号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書案を朗読をもって提案説明とさせていただきます。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって、脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・

疲労感などのさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆるむち打ち症の原因として注目されております。

しかし、この病気はこれまで原因が特定されない場合が多く、怠け病あるいは精神的なものだと判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦労もはかり知れないものがありました。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有効性が報告されております。

そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあります。長年苦しんできた患者にとって、このことは大きな光明となっております。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数など実態も明らかになっておりません。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦労を強いられております。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、交通事故の外傷による脳脊髄液漏れ患者の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。

2、脳脊髄液減少症について、さらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

3、脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月29日、北海道三笠市議会。

提出先は、下記のとおりになっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第7号 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 意見書案第7号品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

（8番高橋守氏 登壇）

8番（高橋 守氏） 品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思えます

平成16年度からスタートした米政策改革によって、本道の水田農業は連年の米価下落による稲作農家の経営破綻をもたらすとともに、米の安定供給や多面的機能の発揮をも危うくする事態を招来しています。

さらに、構造改革路線を加速する品目横断的経営安定対策の19年からの導入、日本農業を根幹から揺るがすWTOの農業交渉など、我が国の米・水田農業は、これまでにない大きな転換点を迎えています。適正な国境措置の確保はもとより、水田の有効利用、米の需給調整や流通・価格形成のあり方、担い手農家の経営状況など、米・水田農業政策全体にわたり検証を進め、新たな制度の確立を求める必要があります。

このため、品目横断的経営安定対策の導入と同時にスタートする次期米政策改革については、主食である米の安定供給と水田農業が果たす多目的機能の維持増進など、農業・農村の二重の役割を發揮できるよう、下記事項を提言いたします。

記。

1、価格支持制度の廃止やミニマム・アクセス等の影響による米価下落の所得減少を補てんするため、緑の政策等で水田農業が果たしている多面的機能に対して直接固定支払いなどを本格的に導入すること。

2、収入変動影響緩和対策については、各作物の実質的に再生産可能な基準収入の設定をすること。

価格変動が極めて大きい米については、他の対象畑作物とは別に単品で制度に加入できる仕組みとすること。

制度設計（10%）を超えた収入下落が生じた場合には、速やかに制度設計を見直し、補てん金の満額支払いを措置すること。

3、生産調整の実効性を確保するため、品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策と一体的な推進を図ること。

4、品目横断的経営安定対策に伴う次期米政策改革については、米価暴落やセーフティネットの機能喪失、過剰米処理対策等について徹底検証し、各種政策の抜本的改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきたいと思いますので、御審議の上、御賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣となっております。よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第7号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第7号品目横断的経営安定対策の見直しに関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成18年第3回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員